

支援対象者の在学中の支援の扱いについて

	A：学業成績の判定	B：収入額・資産額の判定	C：その他
	各学年末に判定し、4月からその結果を反映（ただし、修業年限が2年以下である場合は各学年の途中にも判定し、10月からその結果を反映）	毎年の夏頃に判定を行い、10月からその結果を反映（直近の収入の状況に応じて、支援の区分が変更となる場合は、支援額を変更）	
認定の取消し （支援の終了）	【廃止】 次のいずれかに該当するとき（災害、傷病その他のやむを得ない事由があるときを除く） ① 修業年限で卒業できないことが確定したこと ② 修得単位数が標準単位数※1の6割以下であること ③ 出席率が6割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判定したこと ④ 下の【警告】の区分に連続して該当すること 【警告】 次のいずれかに該当するとき（上の【廃止】に該当する場合を除き、災害、傷病その他のやむを得ない事由がある場合を除く。）は、大学等が「警告」を行う。 ① 修得単位数が標準単位数※1の7割以下であること ② GPA（平均成績）等が下位4分の1に属すること ただし、次に該当する場合には、斟酌すべきやむを得ない事情があるものとして「警告」を行わない。 ・ 学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等での学修成果を評価するにふさわしく、職業と密接に関連する資格等の取得水準を（卒業までに）十分に満たすことが見込まれる場合 ・ 社会的養護を必要とする者であって学修意欲が高いと認められる場合 ③ 出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると大学等が判定したこと 上記のうち、学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないときは、学年の始期に遡って取消し	—	次のいずれかに該当するとき ① 偽りその他不正の手段により支援措置を受けたとき（不正の時点に遡及して取消し） ② 大学等から退学・停学（無期限又は3カ月以上のものに限る。）の懲戒処分を受けたとき（学年の始期に遡って取消し）
認定効力の停止 （支援の中断）	【警告】の区分に連続して該当して【廃止】となったが、2度目の【警告】が②GPA（平均成績）等が下位4分の1に属することのみ該当するとき 翌期の学業成績が【廃止】や【警告】に該当しない場合は、再度支援を受けることが可能。	次のいずれかに該当するとき ① 減免額算定基準額（支給額算定基準額）※2が、154,500円以上となったとき ※2 市町村民税の所得割の課税標準額×6% —（調整控除の額＋税額調整額） * 政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額となる。 ② 学生等及びその生計維持者の保有する資産の合計額が基準額以上となったとき （基準額）5,000万円 （但し、多子世帯の授業料等減免については3億円）	次のいずれかに該当するとき ① 日本国籍や所定の在留資格を失ったとき ② 休学したとき ③ 訓告・停学（3カ月未満）の懲戒処分を受けたとき ④ 審査のために必要な書類の提出や届出を行わなかったとき ⑤ 本人が停止の申出を行ったとき

※1 標準単位数＝（卒業必要単位数／修業年限）×支援対象者の在学年数